

社会福祉法人「ベテスダ会」役員旅費・日当規程

1. 理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会の出席のための理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員の交通費は、公共交通機関（バス）の往復運賃換算で支給する。但し、松崎町松崎地域に在住する者については支給しない。
2. 理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会、出席の理事、監事、評議員選任・解任委員には、一人 3000 円の日当を支給する。
3. 会計監査出席の監事についても、2を適用する。
4. 理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会、に出席を要請した者についても、1. 2. を適用する。
5. 理事、評議員、監事、評議員選任・解任委員が聖和保育園関連で出張した場合、旅費・参加費・食費・宿泊費等の実費を支給する。
6. 理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員がその地位によって給与等を受けることはしない。
7. 聖和保育園の職員である、理事、監事、評議員選任・解任委員および役員会出席者には、この規程を適用しない。

以上

2001年 10月 24日 規定

2009年 3月 12日 改定

2017年 6月 15日 改定

社会福祉法人 「ベテスダ会」